

秩父鉄道観光バス株式会社と「災害等発生時における人員等の輸送に関する協定」を締結しました



協定を締結した渡邉代表取締役（左）と行田市長

7月7日、秩父鉄道観光バス株式会社と「災害等発生時における人員等の輸送に関する協定」を締結しました。本協定により、災害発生時に、被災者、帰宅困難者、応援職員およびボランティアの方の輸送をしていただきます。

この取り組みにより、市民の安全確保と災害からの早期復旧が期待されます。

▶問い合わせ 危機管理課危機管理担当(内線 281、282)

ALSOK株式会社埼玉北支社と「災害時における避難所等の安全確保等に関する協定」を締結しました



協定を締結した兼田埼玉北支社長（左）と行田市長

6月23日、ALSOK株式会社埼玉北支社と「災害時における避難所等の安全確保等に関する協定」を締結しました。本協定により、災害発生時に、避難所や非常用物資の巡回警備、無人航空機による被災状況などの情報提供について要請することが可能となります。

この取り組みにより、避難所での盗難などの抑止効果や、迅速な被害状況の把握が期待されます。

▶問い合わせ 危機管理課危機管理担当(内線 281、282)

令和8年度行田市優秀建設工事技術者表彰式を行いました



上段左から橋本さん、伊藤さん、今泉さん
下段左から荒木さん、根岸さん、行田市長、永沼さん、藤間さん

6月23日、令和8年度行田市優秀建設工事技術者表彰式を市役所で行いました。

これは、市発注工事を優秀な成績で完成させた技術者を表彰することで、市発注工事に対する意欲の高揚や品質確保などの向上を図ることを目的としており、今年度は7名の方が表彰されました。

大澤建設株式会社の永沼紀佳さんはゼロ債務)舗装復旧工事(その1)、サイカン工業株式会社の根岸康治さんは第10処理分区污水枝線工事(藤原町第2工区)、サイカン工業株式会社の荒木裕弥さんは流域貯留浸透事業 校庭貯留施設整備工事(西小学校)、有限会社藤間電業の藤間靖之さんは行田市消防本部庁舎照明LED化工事、大野建設株式会社の今泉秀明さんは行田市斎場小動物火葬棟新築工事、有限会社伊藤建設の伊藤嘉男さんは幹線道路舗装修繕工事(若小玉字枳、鞘戸)、株式会社清水アーネットの橋本勝さんは行田市総合体育館メインアリーナ等空調設備設置工事のそれぞれ担当技術者として、工事現場の安全管理や品質管理に向けた取り組みなどが高く評価されました。

行田市長から激励の言葉を受けた受賞者の皆さんは、「このような賞を頂けたことを感謝している。今後も行田市のために尽力していきたい」とそれぞれ抱負を語っていました。

▶問い合わせ 契約検査課検査担当(内線 224)

熊谷都市計画道路3・5・59号熊谷邑楽線の変更に関する案を縦覧します

- ▶日時 8月12日(水)～26日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶縦覧場所 都市計画課、埼玉県都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所
※埼玉県ホームページまたは市ホームページでも確認できます。
- ▶意見書の提出 8月26日(水)までに、縦覧場所で配布している様式に必要事項を記入の上、縦覧場所へ持参、郵送(必着)または埼玉県電子申請・届出サービスのいずれかの方法により提出してください。
- ▶問い合わせ 都市計画課計画担当☎550—1550、埼玉県都市計画課☎048—830—5343



市ホームページ

「善柔会 田代道場」の道場生が市長を訪問しました



左から小林湊さん、行田市長、中田風梧さん、林望央さん、橋本翔右馬さん、中田幸汰さん、田代ひなたさん、小林来々さん、永野史佳さん

6月17日、行田市柔道連盟に加盟している「善柔会 田代道場」の道場生が、5月に開催された「埼玉県小学生学年別柔道大会」で優秀な成績を修めたことから、その報告のため市役所を訪問しました。

行田市長からは、「今後の大会でも、持てる力を存分に発揮されることを期待しております」と激励の言葉がありました。

▶問い合わせ スポーツ振興課☎556—8336

75歳以上の市民の方を対象に 行田市物価高騰対応生活応援商品券(市内共通商品券)を交付します

食料品、日用品などの価格高騰の影響を受ける市民生活を支援するとともに、市内における消費を下支えするため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して、物価高騰対応生活応援商品券を交付(申し込み不要)します。

▶商品券 対象者1人につき合計2,000円(500円券×4枚)

▶対象 令和9年3月31日までに満75歳に達する方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)で、令和8年6月30日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方

▶交付方法 簡易書留による郵送(8月中旬に順次送付する予定)

▶利用期間 8月1日(土)～令和9年1月31日(日)
※期間を過ぎると利用不可

▶利用可能店舗 物価高騰対応生活応援商品券取扱店(郵送時に同封する取扱店舗一覧または市ホームページをご確認ください)

▶その他 紛失などによる商品券の再発行はできません。また、おつりはできませんのでご注意ください。

▶問い合わせ 商工観光課産業振興担当☎580—3012



市ホームページ

～9月1日から気をつけましょう～ 生活道路での自動車の法定速度が時速30キロメートルへ引き下げられます

自動車と歩行車の交通事故では、自動車の速度が時速30キロメートルを超えると、歩行者の死亡率が急激に高くなります。

そのため、改正道路交通法施行令が施行され、道路標識や標示によって最高速度が指定されていない道路での自動車の法定速度は、これまで時速60キロメートルとされていましたが、9月1日(火)からは生活道路※では時速30キロメートルへ引き下げられます。

※生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線などが無い道路をいいます。

- ▶注意点 全ての道路の法定速度が時速30キロメートルになるわけではありません。次のような道路の法定速度は引き続き時速60キロメートルです。
- 中央線や車両通行帯が設けられている一般道路
 - 中央分離帯が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
 - 高速自動車国道の本線車線とこれに接する加速車線・減速車線以外のもの
 - 自動車専用道路

また、道路標識などにより、最高速度が指定されている道路では、指定された速度が最高速度となります。

例1)法定速度は時速60キロメートルで、道路標識などにより最高速度が時速30キロメートルと指定されている道路
⇒最高速度は時速30キロメートル

例2)法定速度は時速30キロメートルで、道路標識等により最高速度が時速40キロメートルと指定されている道路
⇒最高速度は時速40キロメートル

ドライバーの皆さんへ

自動車を運転する際は、法定速度以内であっても、道路や交通状況、天候、視界などを考え、安全な速度で走行しましょう。

詳しくは、埼玉県警察ホームページをご確認ください。

▶問い合わせ 交通政策課交通安全担当(内線 283)



埼玉県警察ホームページ